

つるぎ町社会福祉基金事業

どんな事業？

寄附金を元手に、町内の自然災害等による被災者に対する見舞金や生活に困窮している方に対する一時的な立替金の援助、福祉活動団体の育成・支援・資金助成を実施しています。

対象は？

町内で発生した自然災害（火災・風水害等）の被災者や生活に困窮している方、町内において福祉活動を実施する団体等。

一時立替及び助成の種類と限度額

助成金名称	対象者の要件	助成基準	助成単位	助成限度額
災害等被災見舞金	町内在住の世帯主	① 災害等による、常に居住している家屋の修復不可能と思われる被害	1世帯	100,000円
	町内在住の世帯主	② 隣家の火災による類焼および甚大な被害	1世帯	100,000円
	町内在住の家主	③ 貸家に受けた①または②の被害	1世帯	100,000円
	遺族代表者	④ ①または②の被害による死亡	死亡1名毎	100,000円
生活困窮者一時立替金	町内在住の個人	公的保護又は補助など他に方途が無く、生活に困窮し、かつ、償還の意志及び見込みがある ※無利子 据置（1年以内）償還（1年以内）	1名	100,000円
社会福祉活動助成金	個人又は団体	つるぎ町において社会福祉活動を行い、活動および財務の状況を自ら公開できるまた、事業の趣旨を理解していること	1名 1団体	100,000円
特別支援金	認定者、又は認定団体	本会理事会において、特別に支援が必要であると認められた場合	1名 1団体	適額